

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

港区長 あて

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、港区に保管を依頼します。保管を依頼するにあたり、保管費用が必要な場合は、その費用のすべてを負担します。
なお、引渡しを受ける前に当該財産が破損、紛失などの被害を受けても港区が一切の責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産

公売区分	令和 年度 公売公告 号
売却区分番号	
保管期間	令和 年 月 日 まで

買受人

整理番号	
住所（所在）	
氏名（名称）	⑩
連絡先	